７輸国第 4686 号
関税割当公表第80号

令和８年度の豆類の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「豆類」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和８年３月11日

農 林 水 産 省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品　　豆類（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１第0713.10号、第0713.32号、第0713.33号、第0713.34号、第0713.35号、第0713.39号、第0713.50号、第0713.60号及び第0713.90号に規定するもの）

(1) 一般枠

ア　小豆

イ　えんどう及びそら豆

ウ　いんげん豆及びその他の豆

（小豆、えんどう及びそら豆を除く。）

(2) 新規需要枠

小豆

(3) 沖縄枠

豆類

２　割当数量　　別途公表

ただし、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める豆類の数量と２の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和８年度の割当て以降、令和８年８月31日までに返納された関税割当証明書（裏面）に残存数量（以下「残存数量」という。）がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第２次公表）する。

３　通関期限　　令和９年３月31日

ただし、１の(1)のアについては、次のとおりとする。

(1) 本（第１次）公表分　　令和８年10月14日

(2) 別途（第２次）公表分　　令和９年３月31日

第２　関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第12に規定する違反等事項該当者に当たらない者であって、割当対象物品の販売若しくは輸入を主たる事業目的として当該物品を自ら輸入（＜注１＞に定義するものをいう。以下同じ。）しようとする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる当該物品を自ら輸入しようとする個人事業者のうち、次の１から３までのいずれかの要件に該当する者

１　一般枠

(1) 次の全ての要件に該当する者であって、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が適当と認める者

ア　令和７年度の豆類の関税割当てについて（令和７年４月１日付け６輸国第4679号関税割当公表第80号の２。以下「令和７年度関税割当公表」という。）に基づく関税割当てにより豆類の輸入通関実績を有する者

（豆類の輸入通関実績を有する法人の豆類を取り扱う部門が、他の法人と合併した場合又は他の法人に分割された場合は、当該合併後又は分割後に豆類を取り扱う部門が属する法人が輸入通関実績を有するものとみなす。）

イ　豆類を自ら輸入することが確実であると認められる者

(2) (1)の要件に該当する者を除き、次の全ての要件に該当する者であって、農産局長が適当と認める者

ア　申請年の直近２か年の各年に1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有し、かつ、資本の額が1,000万円以上の法人

イ　申請年の直近２か年の各年に1,000トン以上の豆類の国内販売実績（(1)の要件に該当する者に対する豆類の販売実績を除く。）を有する者

ウ　豆類を自ら輸入することが確実であると認められる者

２　新規需要枠

次の全ての要件に該当する者であって、農産局長が適当と認める者

ただし、対象物品、申請要件、申請数量等については、別紙１のとおり。

(1) 令和７年度関税割当公表に基づく関税割当てにより小豆の輸入通関実績を有する者

(2) 小豆を自ら輸入することが確実であると認められる者

３　沖縄枠

(1) 令和７年度関税割当公表に基づく関税割当てにより豆類の輸入通関実績を有する者であって、豆類を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げするものに限る。）し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

(2) (1)の要件に該当する者を除き、申請年の直近２か年の各年に100万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者であって、豆類を自ら輸入（沖縄県内に陸揚

げするものに限る。）し、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

第３　割当基準

１　一般枠

(1) 第２の１の(1)の要件に該当する者に対する割当数量は、豆の種類ごとの申請数量の範囲内において、第１の２の割当数量（別途公表）から(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を、第６に掲げる書類に記載された関税割当てに基づく割当対象物品の輸入通関実績、販売実績等を勘案して定めるものとする。

(2) 第２の１の(2)の要件に該当する者に対する割当数量は、600トンの範囲内で１申請者当たり200トンを限度とし、第１の１の割当対象物品について、第１の２に定める豆の種類ごとの割当数量（別途公表）の比率とする。

ただし、申請数量の合計が600トンを超えた場合は、第５の１の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

２　新規需要枠

第２の２の要件に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第６に掲げる書類に記載された新規需要としての妥当性や申請要件の適合性等を勘案して定めるものとする。

３　沖縄枠

(1) 第２の３の(1)の要件に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第１の２の割当数量（別途公表）から(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を、第６に掲げる書類に記載された関税割当てに基づく豆類の輸入通関実績、販売実績等を勘案して定めるものとする。

(2) 第２の３の(2)の要件に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第６に掲げる書類に記載された輸入通関実績（関税率表第

１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、豆類の販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第４　関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課（以下「受付・交付担当課」という。）

１　一般枠　　農林水産省農産局穀物課

２　新規需要枠　　農林水産省農産局穀物課

３　沖縄枠　　内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第５　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和８年４月１日（水）から同月９日（木）まで（必着）

２　提出時間　　書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後２時から午後４時まで

第６　提出書類

１　関税割当申請書（省令別記様式第１）

２　関税割当申請書に添付すべき書類(共通)

(1) 豆類を自ら輸入することが確実であることを証する書類（別記様式１）

ただし、第２の１の(1)、第２の２及び第２の３の(1)の要件に該当する者のうち、令和７年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第１の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（２以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

(2) 第２の１の(2)及び第２の３の(2)の要件に該当する者は、輸入通関実績集計表（別記様式２）及び豆類の販売実績・計画書（別記様式３）

(3) 第２の２の要件に該当する者は、小豆の新規需要に係る商品製造計画

等（別記様式４。以下「新規需要計画」という。）及び新規需要枠により輸入した小豆を新規需要計画に基づき販売又は使用し、その他の用途には販売又は使用しない旨の誓約書（新規需要計画の１に位置付けられた関係事業者の連名により作成されたもの）

第７　関税割当申請書等の提出方法

次の１又は２のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、１の場合は、関税割当申請書その他添付書類、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ１通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等の関税割当てを受けた者の責によらない理由により、貨物の到着が遅延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、次の１及び２のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和６年３月１日付け５輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

１　書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

（宛先）

【一般枠及び新規需要枠】

〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局穀物課　豆類担当者宛

【沖縄枠】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課　関税割当担当者

２　電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

【一般枠及び新規需要枠】

beans@maff.go.jp

【沖縄枠】

kanwari_oki_n.h7t@ogb.cao.go.jp

第８　関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第９　関税割当証明書の返納

１　割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

(4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。

(5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

２　１の返納に当たっては、次の (1) 又は (2) のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

(1) １の(1)若しくは(2) に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は１の(5) に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合「関税割当数量の返還について」（別記様式５）

(2) １の(2)に該当する場合であって関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合「関税割当申請書」及び「証明書再交付申請理由書」（記載要領別記様式第１）

３　１の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続を行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第10　報告等

１　次の(1)及び(2)の書類の提出方法は、第７の１又は２のいずれかに準ずるものとする。

(1) 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、割当対象物品の輸入通関実績報告書及び輸入・販売実績報告書（別記様式６）を毎月15日までに受付・交付担当課に１部提出するものとする。

(2) 第１の１の(2)の割当てを受けた者は、(1)に加えて、小豆の新規需要に係る実績報告（別記様式７）を令和９年３月31日までに受付・交付担当課に１部提出するものとする。

２　割当てを受けた者は、輸入の事実を証する書類（輸入契約書、外貨送金依頼書、輸入許可通知書、船荷証券、仕入書等）及び国内販売の事実を証する書類（販売契約書、領収書、納品書等）を３年間保管するものとする。

３　割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関する

ものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11　割当てを受けた者の氏名等の公表

１　農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。

２　第６に掲げる書類に含まれる個人情報は、１の目的を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第６に掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

第12　関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の１から３までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

１　関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。

２　本公表の定めに違反したとき。

３　虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13　その他

1　農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。

2　割当てを受けた者は、輸入した貨物について、売り惜しみや不当な価格引上げを行ってはならない。

3　関税割当証明書の有効期間内に名義変更を希望する場合は、別紙２の規定に従うものとする。

4　内閣府沖縄総合事務局長は、第３の３の割当基準に基づく申請者ごとの申請数量等についての意見を農産局長に提出することができる。

5　本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

＜注１＞　「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の１及び２の場合については自ら輸入とみなす。

1　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。）に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、農産局長へ事前に報告のあったもの。

2　実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、農産局長へ事前に報告のあったもの。

これらの報告は、１の場合にあっては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書（別記様式８）に、２の場合にあっては「割当て

を受けた者が共同で行う輸入」確認報告書（別記様式９）により輸入申告までに行うものとする。

＜注２＞　別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html）

（別紙１）

新規需要枠について

１　対象物品

新規需要枠の対象物品である小豆は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 最終実需者（新規需要計画の１に位置付けられた最終実需者をいう。以下同じ。）が輸入餡（小豆と砂糖等の他の原材料を加工して製造したものをいう。以下同じ。）から国内製造餡の使用へ切り替えることに伴い、新たに必要となる小豆

(2) 最終実需者が新たな商品を製造することに伴い新たに必要となる小豆

「新たな商品」とは、日本標準商品分類（平成２年６月総務庁）において、既に広く一般に流通する小豆商品とは別の分類番号（５桁の分類番号。以下同じ。）に属するもの又は既に広く一般に流通する小豆商品と同一の分類番号に属するものであって、既存の商品とは著しく異なる商品価値を有するものとして農産局長が認めるもの。

(3) 最終実需者が輸出を目的として商品を製造することに伴い新たに必要となる小豆（令和８年度以降に新たに輸出する商品であって、輸出に仕向けられた商品数量が明確に確認可能な商品の製造に用いる小豆に限る。）

２　申請要件

１の(1)及び(2)については、次の(1)及び(2)に、１の(3)については、次の(1)にそれぞれ該当するものとする。

なお、小豆の購入数量の算出に当たり、複数年契約（取引数量のみならず、取引価格についても取り決めた契約をいう。以下同じ）を締結している場合にあっては、契約締結年度の契約数量（複数年度分）を購入数量として計上するのではなく、各年度の受渡数量を購入数量として計上するものとする。

(1) 最終実需者の申請年度における小豆の使用計画数量又は購入計画数量（国産小豆と輸入小豆の合計数量とする。ただし、新規需要に係る使用計

画数量又は購入計画数量を除く。）が申請初年度の前々年度から起算して直近５か年以上10か年以下（小豆の使用実績数量又は購入実績数量が４か年の場合は、当該実績のある期間）の各年度の小豆の使用実績数量又は購入実績数量のうちいずれか一方の最大値及び最小値を除いて算出した平均値と同等以上であること。ただし、小豆の使用実績数量又は購入実績数量が４か年未満の場合は、最大値及び最小値を除かずに算出した平均値と同等以上であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア　最終実需者の申請年度における国産小豆の使用計画数量又は購入計画数量が(1)で設定した期間の各年度の国産小豆の使用実績数量又は購入実績数量のうちいずれか一方の最大値及び最小値を除いて算出した平均値を上回ること。ただし、国産小豆の使用実績数量又は購入実績数量が４か年未満の場合は、最大値及び最小値を除かずに算出した平均値を上回ること。

イ　最終実需者の申請年度における国産小豆の使用計画数量又は購入計画数量のうち、(1)で設定した期間の各年度の国産小豆の使用実績数量又は購入実績数量のうちいずれか一方の最大値及び最小値を除いて算出した平均値の３割以上の数量について、申請年度を含めた複数年契約の締結により購入すること。

３　申請数量

(1)　１の(1)の申請に当たっては、原則として、平成27年度から令和元年度の各年度における最終実需者の輸入餡の使用実績数量又は購入実績数量のうちいずれか一方の最大値及び最小値を除いて算出した平均値から申請年度における輸入餡の使用計画数量又は購入計画数量を控除した数量の餡の原料小豆相当量を申請数量の上限とする。

(2)　１の(2)及び(3)の申請に当たっては、申請数量の上限は設けない。

４　その他

(1)　同一の新規需要に関し、最終実需者の必要数量が重複していない場合に限り、複数の申請者による申請を可能とする。申請者は、最終実需者に、同一の新規需要に係る全ての申請者の合計申請数量が３の申請数量の範囲内で適切な申請数量であることを確認の上、申請を行うものとする。

(2)　新規需要枠は、継続して活用可能とする。ただし、前年度の申請において、２の申請要件として設定した使用計画数量又は購入計画数量のうちいずれか一方の値に対して、実績数量が下回った場合は、申請を受け付けないことがある。

(3)　割当数量と最終実需者の使用実績数量との間に乖離が確認された場合には、翌年度の新規需要枠の割当数量から乖離した数量相当分を控除する等の措置を講ずる。ただし、翌年度に新規需要枠での申請がない場合には、一般枠の割当数量から乖離した数量相当分を控除する。

(4)　新規需要枠により輸入した小豆については、選別ロス分も含め最終実需者において使用するものとする。また、他者への販売や譲渡を禁止し、これらの行為が確認された場合には、以後、当該事案に関係する全ての者の新規需要枠の活用を認めない。

（別紙２）

関税割当証明書の名義変更について

関税割当証明書の有効期間内に名義変更を希望する場合は、以下の規定に従うものとする。

１　認可要件

関税割当証明書の名義変更については、以下に掲げる場合にこれを認めるものとする。

(1) 法人の名義変更（合併又は分割に係るものを除く。）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他の名称の変更

(3) 合併による法人の名義変更

(4) 分割による法人の名義変更

２　提出書類

名義変更を希望する場合は、記載要領の５に従い、関税割当申請書（省令別記様式第１）及び再交付理由書に以下の書類を添付し、関税割当申請書を提出した受付窓口に提出するものとする。

(1) 法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本１通（申請日前１か月以内に交付されたもの）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称の変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　名義変更を証する書類１通（取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し等）。なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合には、次の書類

(ｱ)「個人事業の（開）廃業等届出書」の控えの原本１通　※控えの原本は、受付確認後返却する。

(ｲ) 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本１通（申請日前１か月以内に交付されたもの）

(3) 合併による法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面）の写し１通

ウ　合併契約書の写し１通

エ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書等））の原本各１通（合併当事者全てのもので、申請日前１か月以内に交付されたもの）

オ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第15条第２項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合、その写し１通

カ　合併の当事者のいずれかに、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書の写し１通

(4) 分割による法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合はにあっては取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合にあっては社員の総意を証する書面）の写し１通

ウ　新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し１通

エ　分割会社及び新設分割設立会社若しくは分割承継会社の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本各１通（当事者全てのもので、申請日前１か月以内に交付されたもの）